

身体的拘束最小化推進体制について

当院では、患者さまの権利と尊厳を守り、安全かつ安心な医療を提供することを目的として、身体的拘束の最小化に向けた取り組みを推進しています。

身体的拘束最小化推進体制加算の算定にあたり、以下の体制を整備しています。

身体拘束に対する基本方針

当院では、患者さまの生活の質を守るため、また人権擁護の観点から、身体的拘束・行動制限は原則的に行いません。患者さまの尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し、最小化に向けて取り組む方針を定めています。

身体的拘束最小化に向けた具体的な取り組み

- ◆ 病院長及び看護部長が、病院全体で身体的拘束最小化に取り組むことを表明しています。
- ◆ 患者さまに関わるすべての職員に対し、身体的拘束最小化に関する研修を実施しています。
- ◆ 職員にとって危険と感じられる行動を患者さまが取る誘因の除去を図ると共に、日頃から生活リズムを整え、身体的拘束を必要としないケアの実現を目指しています。
- ◆ 委員会を設置し、身体的拘束の実施状況の把握、最小化に向けた取り組みの検討を毎月行っています。
- ◆ 身体的拘束最小化チームによる病棟の巡回を行い、病棟の職員と共に身体的拘束の解除や代替案の検討を行っています。
- ◆ 身体的拘束は、緊急やむを得ない場合に限り実施し、その必要性を医師や看護師等の複数の職員で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件に沿って慎重に判断しています。やむを得ず身体的拘束を実施する場合であっても、常に代替案を検討し、可及的速やかに解除するよう努めています。
- ◆ 病院として身体的拘束を原則行わない方針であること、身体的拘束を行うリスクと行わないリスクについて説明し、患者さま及びご家族さまの意向をお聴きしています。

身体的拘束の実施率

地域包括ケア病棟

R8.4～6月	R8.5～7月	R8.6～8月			
2.86 %	2.61%	2.30%			